

(別 紙)

現 行 法	改 正 案
法令名 <u>「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」</u>	法令名 <u>「住宅困窮者の社会的包摂等に関する法律」</u>
第 一 章 総 則	第 一 章 総 則
(目 的)	(目 的)
第一条 この法律は、 <u>自立の意思がありながらホームレスとなることを余儀なくされた者</u> が多数存在し、健康で文化的な生活を送ることができないでいるとともに、 <u>地域社会とのあつれきが生じつつある現状にかんがみ、ホームレスの自立の支援、ホームレスとなることを防止するための生活上の支援等に関し、国等の果たすべき責務を明らかにするとともに、ホームレスの人権に配慮し、かつ、地域社会の理解と協力を得つつ、必要な施策を講ずることにより、ホームレスに関する問題の解決に資すること</u> を目的とする。	第一条 この法律は、 <u>安定した住居を持たない者</u> が多数存在し、健康で文化的な生活を送ることができないでいるとともに、 <u>地域社会から排除されている現状にかんがみ、日本国憲法第25条の理念に基づき、住宅困窮者に対する総合的支援等に関し、国等の果たすべき義務を明らかにするとともに、住宅困窮者の生存権を保障するために必要な総合的支援策を講じ、社会的包摂を達成すること</u> を目的とする。

(定 義) 第二 条 この法律において「ホームレス」とは、<u>都市公園、河川、道路、駅舎その他の施設を故なく起居の場所とし、日常生活を営んでいる者</u>をいう。 (ホームレスの自立の支援等に関する施策の目標等) 第三 条 <u>ホームレスの自立の支援等に関する施策の目標は、次に掲げる事項とする。</u> (新 設) 一 <u>自立の意思があるホームレス</u>に対し、安定した雇用の場の確保、職業能力の開発等による就業の機会の確保、住宅への入居の支援等による安定した居住の場所の確保並びに健康診断、医療の提供等による保健及び医療の確保に関する施策並びに生活に関する相談及び指導を実施することにより、これらの者を <u>自立させること。</u>	(定 義) 第二 条 この法律において「住宅困窮者」とは、<u>安定した住居を持たない者及び住居を喪失するおそれのある者</u>をいう。 (住宅困窮者に対する総合的支援の内容) 第三 条 <u>住宅困窮者に対する総合的支援に関する施策の内容は、次に掲げる事項とする。</u> 一 <u>住宅困窮者に対し、生活保護法を適正に実施すること。</u> 二 <u>住宅困窮者</u>に対し、安定した雇用の場の確保、<u>公的雇用の創出、職業能力の開発、基礎教育の提供等</u>による就業の機会の確保、住宅への入居の支援等による安定した居住の場所の確保並びに健康診断、医療の提供等による保健及び医療の確保に関する施策並びに <u>寄り添い型の個別的支援及び社会的居場所づくりを含む生活に関する相談及び指導</u>を実施することにより、これらの者を <u>支援すること。</u>
--	---

二 <u>ホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者が多数存在する地域を中心として行われる、これらの者に対する就業の機会の確保、生活に関する相談及び指導の実施その他の生活上の支援により、これらの者がホームレスとなることを防止すること。</u> 三 前二号に掲げるもののほか、宿泊場所の一時的な提供、日常生活の需要を満たすために必要な物品の支給その他の緊急に行うべき援助、<u>生活保護法（昭和二十五年法律第一百四十四号）による保護の実施、国民への啓発活動等によるホームレスの人権の擁護、地域における生活環境の改善及び安全の確保等により、ホームレスに関する問題の解決を図ること。</u>	（削除） 三 前二号に掲げるもののほか、宿泊場所の一時的な提供、日常生活の需要を満たすために必要な物品の支給、<u>生活保護が開始されるまでのつなぎ資金の貸付け</u>その他の緊急に行うべき援助を行うこと。
（新設） 2 <u>ホームレスの自立の支援等に関する施策については、ホームレスの自立のため</u>	四 <u>住宅困窮者に関する問題についての理解を図るため、市民への教育及び啓発活動等を行うこと。</u> （削除）

<u>には就業の機会が確保されることが最も重要であることに留意しつつ、前項の目標に従って総合的に推進されなければならない。</u> — (ホームレスの自立への努力) <u>第四条 ホームレスは、その自立を支援するための国及び地方公共団体の施策を活用すること等により、自らの自立に努めるものとする。</u> (国の責務) <u>第五条 国は、第三条第一項各号に掲げる事項につき、総合的な施策を策定し、及びこれを実施するものとする。</u> (地方公共団体の責務) <u>第六条 地方公共団体は、第三条第一項各号に掲げる事項につき、当該地方公共団体におけるホームレスに関する問題の実情に応じた施策を策定し、及びこれを実施するものとする。</u> (国民の協力) <u>第七条 国民は、ホームレスに関する問題</u>	(削除) (国の義務) <u>第四条 国は、前条各号に掲げる事項につき、総合的な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。</u> (地方公共団体の義務) <u>第五条 地方公共団体は、第三条各号に掲げる事項につき、当該地方公共団体における住宅困窮者の実情に応じた施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。</u> (市民の協力) <u>第六条 市民は、住宅困窮者に関する問題</u>
---	---

について理解を深めるとともに、地域社会において、国及び地方公共団体が実施する施策に協力すること等により、ホームレスの自立の支援等に努めるものとする。

第二章 基本方針及び実施計画

（基本方針）

第八条 厚生労働大臣及び国土交通大臣は、第十四条の規定による全国調査を踏まえ、ホームレスの自立の支援等に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を策定しなければならない。

2 基本方針は、次に掲げる事項について策定するものとする。

一 ホームレスの就業の機会の確保、安定した居住の場所の確保、保健及び医療の確保並びに生活に関する相談及び指導に関する事項

二 ホームレス自立支援事業（ホームレスに対し、一定期間宿泊場所を提供した上、健康診断、身元の確認並びに生活に関する

について理解を深めるとともに、地域社会において、国及び地方公共団体が実施する施策に協力するよう努めるものとする。

第二章 基本方針及び実施計画

（基本方針）

第七条 厚生労働大臣及び国土交通大臣は、第十五条の規定による全国調査を踏まえ、住宅困窮者に対する総合的支援等に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を策定しなければならない。

2 基本方針は、次に掲げる事項について策定するものとする。

一 住宅困窮者の就業の機会の確保、安定した居住の場所の確保、保健及び医療の確保、並びに生活に関する相談及び指導に関する事項

二 ホームレス自立支援事業（住居を喪失した者に対し、一定期間宿泊場所を提供した上、健康診断、身元の確認並びに生活に関する

相談及び指導を行うとともに、就業の相談及びあっせん等を行うことにより、その自立を支援する事業をいう。)その他のホームレスの個々の事情に対応したその自立を総合的に支援する事業の実施に関する事項

三 ホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者が多数存在する地域を中心として行われるこれらの者に対する生活上の支援に関する事項

四 ホームレスに対し緊急に行うべき援助に関する事項、生活保護法による保護の実施に関する事項、ホームレスの人権の擁護に関する事項並びに地域における生活環境の改善及び安全の確保に関する事項

五 ホームレスの自立の支援等を行う民間団体との連携に関する事項

六 前各号に掲げるもののほか、ホームレスの自立の支援等に関する基本的な事項

3 厚生労働大臣及び国土交通大臣は、基本方針を策定しようとするときは、総務大

る相談及び指導を行うとともに、就業の相談及びあっせん等を行うことにより、その自立を支援する事業をいう。)その他の住宅を喪失した者の個々の事情に対応した総合的支援を行う事業の実施に関する事項

(削 除)

三 住宅困窮者に対し緊急に行うべき援助に関する事項、生活保護法による保護の実施に関する事項及び住宅困窮者の人権の擁護に関する事項

四 住宅困窮者の支援等を行う民間団体との連携に関する事項

五 前各号に掲げるもののほか、住宅困窮者の支援等に関する基本的な事項

3 厚生労働大臣及び国土交通大臣は、基本方針を策定しようとするときは、総務大臣

臣その他関係行政機関の長と協議しなければならない。

（実施計画）

第九條 都道府県は、ホームレスに関する問題の実情に応じた施策を実施するため必要があると認められるときは、基本方針に即し、当該施策を実施するための計画を策定しなければならない。

2 前項の計画を策定した都道府県の区域内の市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、ホームレスに関する問題の実情に応じた施策を実施するため必要があると認めるときは、基本方針及び同項の計画に即し、当該施策を実施するための計画を策定しなければならない。

3 都道府県又は市町村は、第一項又は前項の計画を策定するに当たっては、地域住民及びホームレスの自立の支援等を行う民間団体の意見を聴くように努めるものとする。

第三章 財政上の措置等

その他関係行政機関の長と協議しなければならない。

（実施計画）

第八條 都道府県は、住宅困窮者に関する問題の実情に応じた施策を実施するため必要があると認められるときは、基本方針に即し、当該施策を実施するための計画を策定しなければならない。

2 前項の計画を策定した都道府県の区域内の市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、住宅困窮者に関する問題の実情に応じた施策を実施するため必要があると認めるときは、基本方針及び同項の計画に即し、当該施策を実施するための計画を策定しなければならない。

3 都道府県又は市町村は、第一項又は前項の計画を策定するに当たっては、地域住民及び住宅困窮者の支援等を行う民間団体の意見を聴くように努めるものとする。

第三章 財政上の措置及びその他の社会

(財 政 上 の 措 置 等) 第 十 条 国 は、<u>ホームレス</u>の自立の支援等に関する施策を推進するため、<u>その区域内にホームレスが多数存在する地方公共団体及びホームレスの自立の支援等を行う民間団体を支援するための財政上の措置その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</u> (新 設) (公 共 の 用 に 供 す る 施 設 の 適 正 な 利 用 の 確 保) 第 十 一 条 都 市 公 園 そ の 他 の 公 共 の 用 に 供 する施設を管理する者は、当該施設を<u>ホームレス</u>が起居の場所とすることによりその適正な利用が妨げられているときは、ホームレスの自立の支援等に関する施策との	<u>的 包 摂 の 施 策</u> (財 政 上 の 措 置 等) 第 九 条 国 は、<u>住宅困窮者</u>に対する支援等に関する施策を推進するため、<u>住宅困窮者が存在する地方公共団体及び住宅困窮者の支援等を行う民間団体を支援するための財政上の措置その他必要な措置を講じなければならない。</u> (公 的 家 賃 保 証 制 度) 第 一 〇 条 国 は、<u>住宅困窮者が民間賃貸住宅を借受けるに当たり、保証人又は保証金に代えて公的に家賃等を保証する制度を利用できるよう、立法及び財政上の措置その他必要な措置を講じなければならない。</u> (公 共 の 用 に 供 す る 施 設 の 適 正 な 利 用 の 確 保) 第 十 一 条 都 市 公 園 そ の 他 の 公 共 の 用 に 供 する施設を管理する者（以下「施設管理者」という。）は、当該施設を<u>住居を喪失した者が起居の場所とすることによりその適正な利用が妨げられているときは、住宅困窮者に</u>
--	---

連携を図りつつ、法令の規定に基づき、当該施設の適正な利用を確保するために必要な措置をとるものとする。

(新 設)

対する総合的な支援に関する施策との連携を図りつつ、法令の規定に基づき、当該施設の適正な利用を確保するために必要な措置をとるものとする。

2 施設管理者が、前項の措置として、当該施設を起居の場とする者を退去させようとするときは、行政代執行法（昭和二十三年法律第四十三号）の定めるところによるほか、次の要件を満たさなければならない。

一 当該施設を起居の場とする者を退去させることに、高度の必要性があること

二 当該施設を起居の場とする者（これを支援する者を含む。）との間で、実効的で十分な協議を行ったこと

三 前号の協議の結果を反映した代替住居及び本法に基づく総合的支援を提供すること。

（ 転 入 届 出 の 特 例 ）

(新 設)

第十二条 安定した住居を有しないために住民基本台帳法に定める転入届出をできない者は、現在地を管轄する市町村の役場又は現在地を管轄する市町村が適格団体と認定した社会福祉団体の事務所を住所として、住

第四章 民間団体の能力の活用等 (民間団体の能力の活用等) <u>第十二条</u> 国及び地方公共団体は、<u>ホームレス</u>の自立の支援等に関する施策を実施するに当たっては、<u>ホームレス</u>の自立の支援等について民間団体が果たしている役割の重要性に留意し、これらの団体との緊密な連携の確保に努めるとともに、その能力の積極的な活用を図るものとする。 (国及び地方公共団体の連携) <u>第十三条</u> 国及び地方公共団体は、<u>ホームレス</u>の自立の支援等に関する施策を実施するに当たっては、相互の緊密な連携の確保に努めるものとする。 (<u>ホームレス</u>の実態に関する全国調査)	<u>民基本台帳法に定める転入届出をすることができる。</u> <u>2 前項の転入届出をすることができる者の要件、適格団体の認定基準その他前項の運用に必要な事項については、政令で定める。</u> 第四章 民間団体の能力の活用等 (民間団体の能力の活用等) <u>第十三条</u> 国及び地方公共団体は、<u>住宅困窮者</u>に対する総合的支援等に関する施策を実施するに当たっては、<u>住宅困窮者</u>の支援等について民間団体が果たしている役割の重要性に留意し、これらの団体との緊密な連携の確保に努めるとともに、その能力の積極的な活用を図るものとする。 (国及び地方公共団体の連携) <u>第十四条</u> 国及び地方公共団体は、<u>住宅困窮者</u>に対する総合的支援等に関する施策を実施するに当たっては、相互の緊密な連携の確保に努めるものとする。 (<u>住宅困窮者</u>の実態に関する全国調査)
---	---

第十四条 国は、ホームレスの自立の支援等に関する施策の策定及び実施に資するため、地方公共団体の協力を得て、ホームレスの実態に関する全国調査を行わなければならない。

附 則

（施行期日）

一条 この法律は、公布の日から施行する。

（この法律の失効）

二条 この法律は、この法律の施行の日から起算して十年を経過した日に、その効力を失う。

（検討）

三条 この法律の規定については、この法律の施行後五年を目途として、その施行の状況等を勘案して検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

第十五条 国は、住宅困窮者に対する総合的支援等に関する施策の策定及び実施に資するため、地方公共団体の協力を得て、住宅困窮者の実態に関する全国調査を行わなければならない。

附 則

（施行期日）

一条 この法律は、公布の日から施行する。

（削除）

（削除）